

## 洋上風力発電に係る新たな環境影響評価制度の在り方について (環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との 連携の流れについて (案))

※第二回検討会における議論を踏まえ、事務局において修正案を示すもの。

○令和 4 年度に開催された「洋上風力発電の環境影響評価制度の諸課題に関する検討会」においては、現行制度の施行状況を踏まえた諸課題、新たな環境影響評価（以下「環境アセスメント」という。）制度の具体的な在り方を議論するに当たっての基本的な視点、洋上風力発電の新たな環境アセスメント制度の検討の方向性（※ 1）について取りまとめられた。

（※ 1）下記に示す論点ごとに検討の方向性が示されている。

- ・ 論点 1（事業の実施が見込まれる区域の選定に係る環境配慮の仕組みについて）
- ・ 論点 2（具体的な事業計画に係る環境影響評価のあり方について）
- ・ 論点 3（洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について）

○本資料は、令和 4 年度検討会の取りまとめにおいて整理された現行制度の施行状況を踏まえた諸課題、新たな環境アセスメント制度の具体的な在り方を議論するに当たっての基本的な視点を前提とし、洋上風力発電の新たな環境アセスメント制度の検討の方向性を踏まえ、洋上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度について、＜環境影響評価の全体的な流れ及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「再エネ海域利用法」という。）との連携の流れ＞（※ 2）について事務局として整理した案を示すものである。

（※ 2）令和 4 年度取りまとめの論点 1（事業の実施が見込まれる区域の選定に係る環境配慮の仕組みについて）及び論点 2（具体的な事業計画に係る環境影響評価のあり方について）において示された検討の方向性をまとめて、現行の再エネ海域利用法の制度を踏まえ、まずは全体の流れを示すもの。

○本日<環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れ>についてご検討いただいた上で、次回以降、下記について整理（案）をお示しする予定。

- ・ <環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れ>を踏まえた上で整理すべき論点（論点1及び論点2に係る主な検討事項のうち、全体的な流れを踏まえ、検討すべき事項）
- ・ 論点3（洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について）
- ・ その他整理すべき論点等（排他的経済水域（以下「EEZ」という）、経過措置の考え方等）

○また、新たな環境アセスメント制度の実施等に係る留意点（新制度の導入までの間において情報収集した上で技術的知見を取りまとめておくべき事項等）についても、本日のご議論を踏まえ、次回以降に整理を行う予定。

## 目次

一． 令和4年度に取りまとめた基本的な視点、論点、方向性等について	
1． 新たな制度を検討する際の基本的な視点	4
2． 基本的な視点を踏まえ検討すべき論点とその方向性	5
3． 洋上風力発電の新たな環境アセスメント制度の検討の方向性	13
二． 新たな制度の具体的な在り方について	
1． 区域選定における環境配慮手続の在り方について	16
2． 環境アセスメント等の設計手続の在り方について	20
3． 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の在り方について	24
4． 選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について	27
5． 新たな環境アセスメント制度の適正かつ円滑な実施のため留意すべき事項	30
6． 今後あるべき環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れについて	33

## 一. 令和4年度に取りまとめた基本的な視点、論点、方向性等について

### 1. 新たな制度を検討する際の基本的な視点（令和4年度取りまとめ）

令和4年度に開催した「洋上風力発電の環境影響評価制度の諸課題に関する検討会」(以下、「令和4年度検討会」という。)においては、現行制度における諸課題を踏まえ、

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、洋上風力発電の導入の円滑化を図る。
- 洋上風力発電事業の実施に当たり、関係者と十分なコミュニケーションを図った上で、適正な環境配慮が確保された事業計画とすることを担保することにより、当該事業に対する理解醸成に寄与し、洋上風力発電の受容性を高めることに資する。

の2点を達成するため、新たな制度の検討をする際に必要な基本的な7つの視点を示している。

- ① 再エネ海域利用法に基づくプロセスと環境影響評価制度の連携
- ② 事業者の予見可能性の確保
- ③ 領海とEEZは原則同様の仕組みとする
- ④ 環境配慮の質の担保
- ⑤ 環境影響の相互理解のために必要な関係者とのコミュニケーションの確保
- ⑥ 事業者選定後の環境影響評価の迅速化
- ⑦ 個別事業に係る環境影響評価の結果や環境影響のデータを踏まえた科学的知見の充実と共有

## 2. 基本的な視点を踏まえ検討すべき論点とその方向性（令和4年度取りまとめ）

令和4年度検討会では、再エネ海域利用法・環境アセスメント制度の各プロセスにおいて、1で示した基本的な視点を踏まえた論点を掲げた上で整理を進め、新たな環境アセスメント制度に係る検討の方向性を整理している。新たな制度のプロセス全体における各論点は、図1に示すとおり、

- ・「区域選定における環境配慮手続」のプロセスにおいて、論点1
- ・「アセスメントの設計」、「現地調査」、「アセスメントの実施」のプロセスにおいて、論点2
- ・「モニタリング」のプロセスにおいて、論点3

から構成される。以降では、各論点の内容とそれらの方向性を整理した結果を示す。

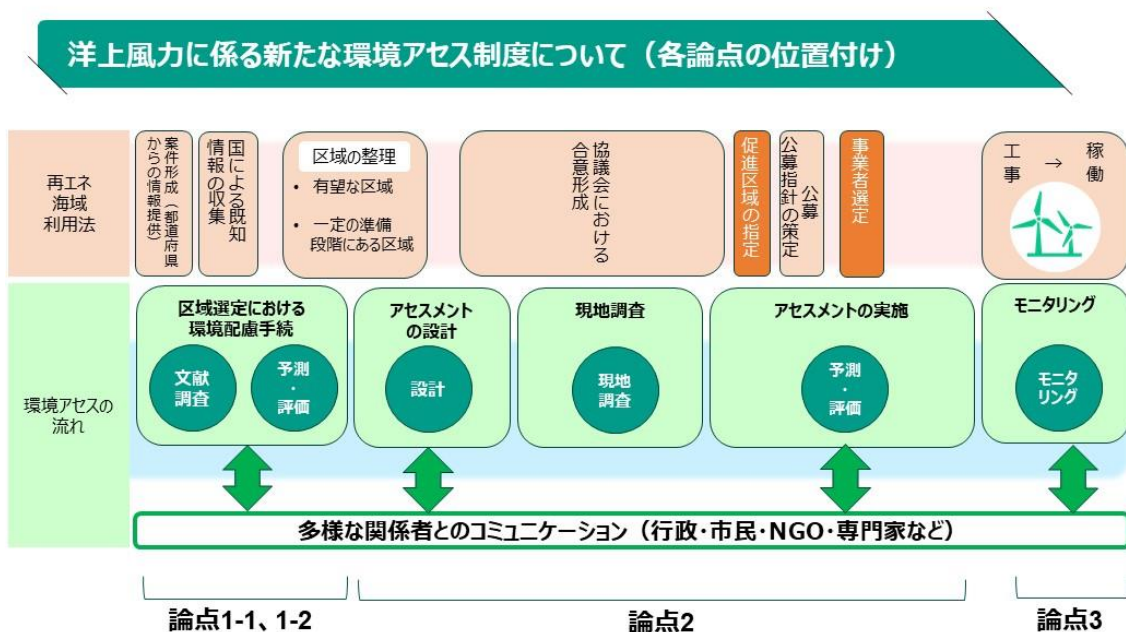


図1 再エネ海域利用法・アセス制度のプロセスと各論点の関係性

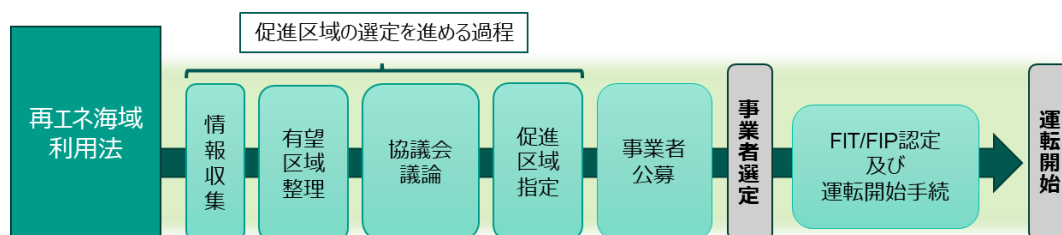
## 2-1. 事業の実施が見込まれる区域の選定に係る環境配慮の仕組みについて（論点1）

### <論点1の内容>

再エネ海域利用法とアセス法等はそれぞれ独立した制度であるため、再エネ海域利用法に基づく区域選定を進める過程において政府内で一定の環境配慮のための検討がなされる一方で、アセス法等に基づき事業者は環境配慮の観点から事業実施区域の複数案等について検討することとされており、検討内容の重複が生じている。このような重複を解消するため、区域の選定を進める過程における環境配慮の仕組みについて検討すべきである。

論点1-1. 再エネ海域利用法において洋上風力発電を行う区域を国が選定することを前提とすれば、区域選定に当たっての環境配慮を確保するために、どのタイミングで、どのような手続が考えられるか。

(参考) 再エネ海域利用法のプロセス



論点1-2. 新たな環境配慮の仕組みを考えるに当たって、再エネ海域利用法の案件形成を安定的・迅速に図りつつ、計画段階配慮書手続が担っている機能を代替し、もしくはより向上させる機能を持たせるために整理すべき要素はどのようなものがあるか。

〈論点1の方向性〉

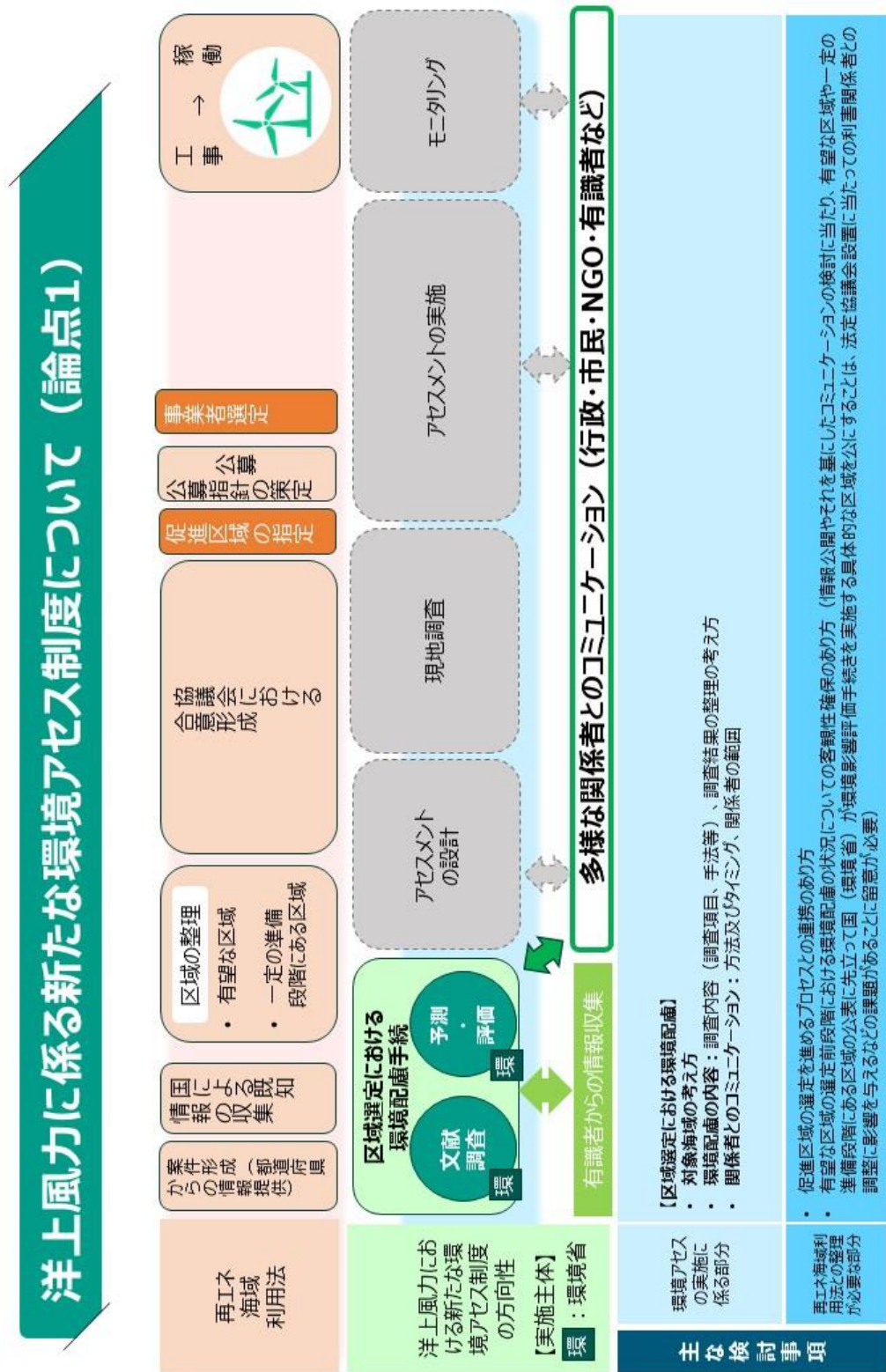


図2 洋上風力に係る新たな環境アセス制度について (事業の実施が見込まれる区域の選定に係る環境配慮の仕組みについて)

## 2-2. 具体的な事業計画に係る環境影響評価のあり方について（論点2）

### <論点2の内容>

同一エリアにおいて複数事業者による環境影響評価プロセスが乱立し、関係各者による総合的なコストの増加の懸念があることや、事業者選定の後、現地調査を経て、環境影響評価準備書手続、環境影響評価書手続を実施するため、運転開始までのリードタイム長期化のおそれが生じていることを踏まえれば、具体的な事業計画に係る環境影響評価の新たな仕組みについて検討すべきである。

**論点2.** 環境配慮がなされた事業計画立案に向けた環境影響評価手続を通じて、適正な環境配慮がなされることを前提として、地域におけるコミュニケーションが促進される手続とするとともに、事業者選定後の環境影響評価手続を現行より迅速化するためには、どのような環境影響評価手続が考えられるか。その際、整理すべき要素はどのようなものがあるか。



〈論点2の方向性〉

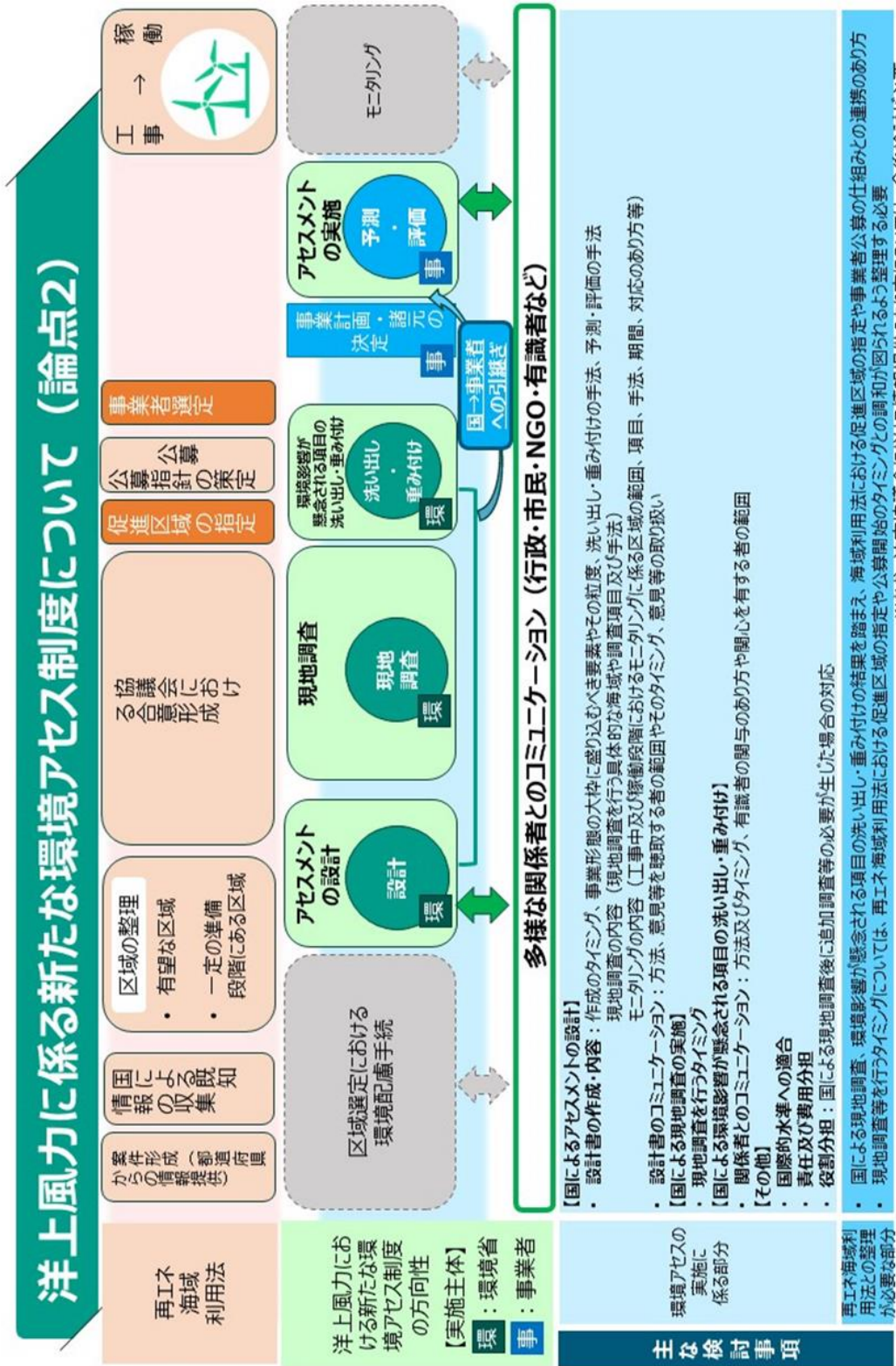


図 3 洋上風力に係る新たな環境アセス制度について (具体的な事業計画に係る環境影響評価のあり方について)

## 2-3. 洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について（論点3）

### <論点3の内容>

洋上風力発電による環境影響に関する科学的知見や予測手法の知見が必ずしも十分でないことや事前の環境影響予測の不確実性が高いこと等を踏まえ、洋上風力発電の環境影響の評価に係る不確実性への対応について検討すべきである。

**論点3.** 洋上風力発電について事前の予測に限界がある中で事業者の事業実施や事業継続に係る予見可能性を確保しつつ、環境への重大な被害を防止するため、また、関係者の信頼・安心を確保するため、どのようなことが考えられるか。

〈論点3の方向性〉

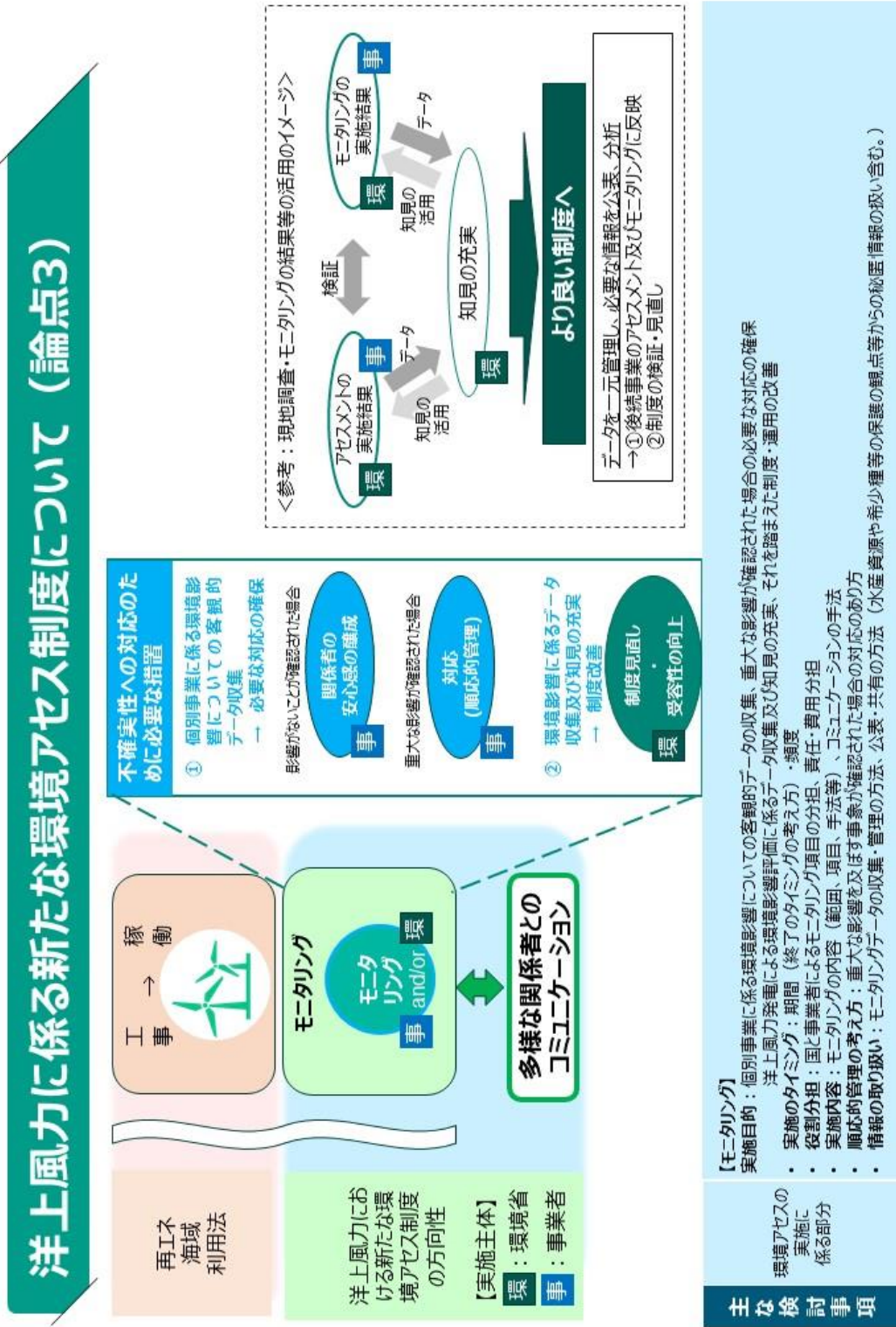


図4 洋上風力に係る新たな環境アセス制度について（洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について）

## 2-4. その他整理すべき論点

### ○EEZ を含む沿岸から離れた海域への洋上風力発電の展開

洋上風力発電事業が行われる場合の地方公共団体の関与に当たっては、騒音や景観等、生活への影響がある海岸線に近い場所や陸揚げ地点については地方公共団体の関与も強くなると考えられる一方、沿岸から離れた海域においては地方公共団体が有する環境情報に関する知見が少なくなることにより留意が必要との意見もあった。

国や事業者の行う環境影響評価手続において、領海内の事業の場合には地方公共団体の関与が重要である一方、EEZ における洋上風力発電事業については EEZ の海域を管轄する地方公共団体が存在しないことから、EEZ における事業に係る地方公共団体の関与の方法については今後検討が必要である。

環境影響評価制度の内容等は、今後、洋上風力発電の EEZ における展開を可能とする法制度の検討の進捗状況を踏まえ、具体的に検討すべきである。

### ○技術の進展に向けた取組

環境影響評価における予測精度の向上や、事後の環境影響への対応においては、科学的知見の充実に加え、技術の進展が重要であり、国と事業者が共に、環境影響の予測や保全措置に係る技術の向上を図っていくことが必要との意見があった。また、設備自体の技術進展（浮体式洋上風力について発電効率を上げるために風車の移動を可能とする技術等）が環境影響の予測・評価や環境保全措置に影響を与える可能性がある点について留意が必要との意見があった。

### ○新しい制度への移行に際し必要な対応

新たな環境影響評価制度導入までの間は、適切な経過措置が必要である。例えば、新たな制度の施行時点において、既にアセス法等に基づく環境影響評価手続を開始している事業や、再エネ海域利用法のプロセスが進捗している区域に係る環境影響評価手続等の取扱いについて検討が必要である。

また、事業に係る環境配慮を適切に確保する観点から、セントラル方式により国が現地調査を実施した後の段階において、補足的に把握しておくべき環境情報が判明する場合は考えられるため、そうした環境情報に調査について、実施する主体やその方法等について今後整理が必要である。

新たな制度の導入直後には洋上風力発電の環境影響等に関する知見が十分でないことを踏まえれば、新たな制度については、運用しつつも並行して必要な知見を収集し、新たな知見に応じて、制度や運用の改良を図ることが必要である。制度施行のタイミングにおいて既に洋上風力発電所の計画、建設や稼働が行われている事業について、事業者と国（環境省）が連携してモニタリングに取り組むことにより、新たな制度の導入後の可能な限り早期の段階から洋上風力発電の環境影響の実態把握を国（環境省）が行い、や科学的知見の充実に必要ではないかとの意見もあった。



### 3. 洋上風力発電の新たな環境アセスメント制度の検討の方向性（令和4年度取りまとめ）

2で示した各論点の整理結果を総括し、令和4年度検討会では、洋上風力発電の新たな環境アセスメント制度の検討の方向性として、図5を示している。

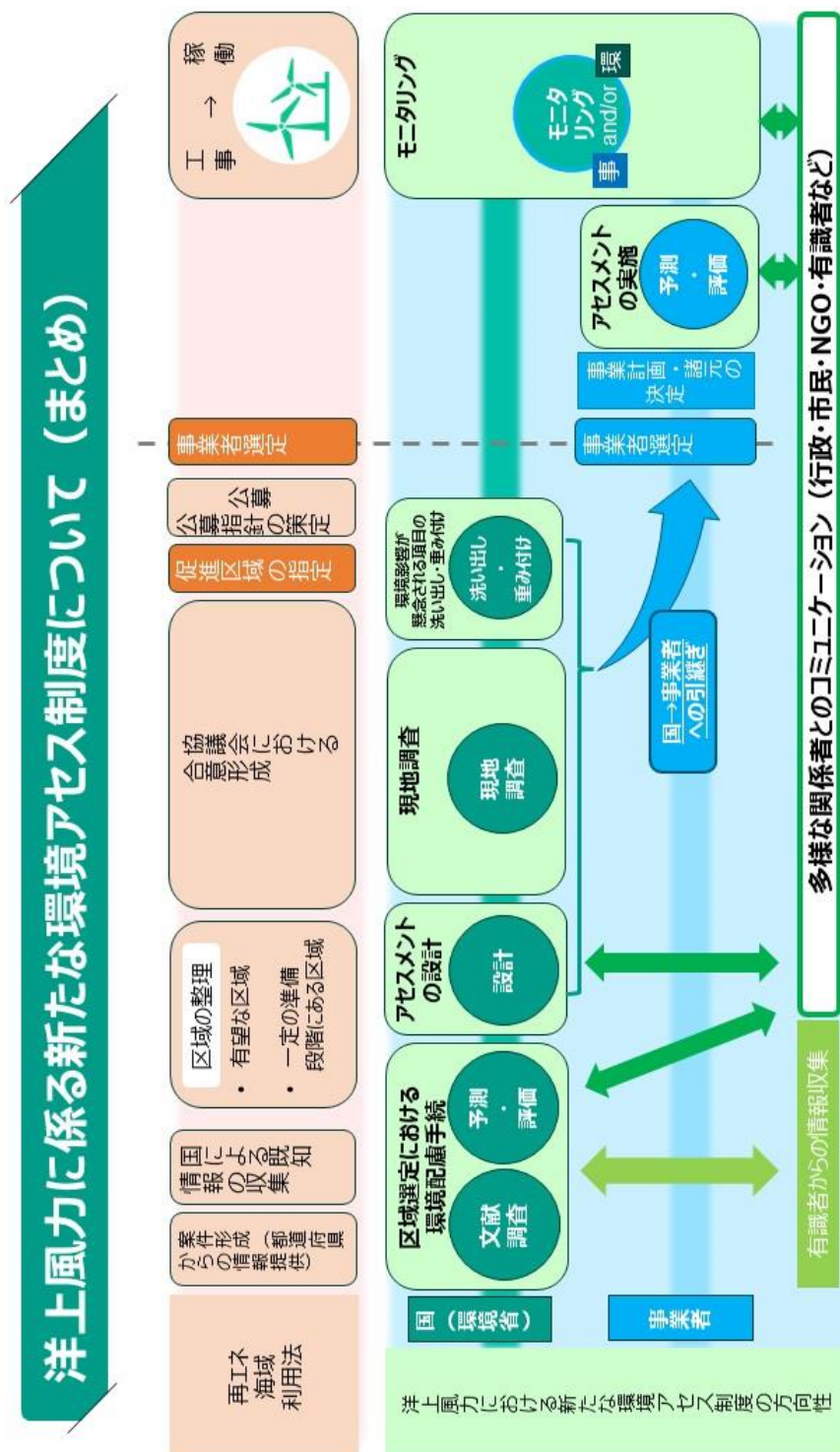


図5 洋上風力に係る新たな環境アセス制度について（まとめ）

## 二. 新たな制度の具体的な在り方について

本検討会資料では、令和4年度検討会で示された論点1及び論点2で整理をした結果（図2～図3）を踏まえ、新たな制度の検討の方向性（図5）に位置づけられる「区域選定における環境配慮手続」から「アセスメントの実施」に至るプロセスについて、＜環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れ＞について、事務局として整理（案）を示すものである。

本日＜環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れ＞についてご検討いただいた上で、次回以降、下記について整理（案）をお示しする予定。

- ・＜環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れ＞を踏まえた上で整理すべき論点（論点1及び論点2に係る主な検討事項のうち、全体的な流れを踏まえ、検討すべき事項）
- ・論点3（洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について）
- ・その他整理すべき論点等（EEZ、経過措置の考え方等）

また、新たな環境影響評価制度の実施等に係る留意点（新制度の導入までの間において情報収集した上で技術的知見を取りまとめておくべき事項等）についても、本日のご議論を踏まえ、次回以降に整理を行う予定。

以降では、下記に示すプロセスごとに、新たな環境影響評価の具体的な手続の在り方について整理（案）を示す（図6）。

1. 区域選定における環境配慮手続
2. 環境アセスメント等の設計手続
3. 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等
4. 選定された事業者による環境アセスメント手続

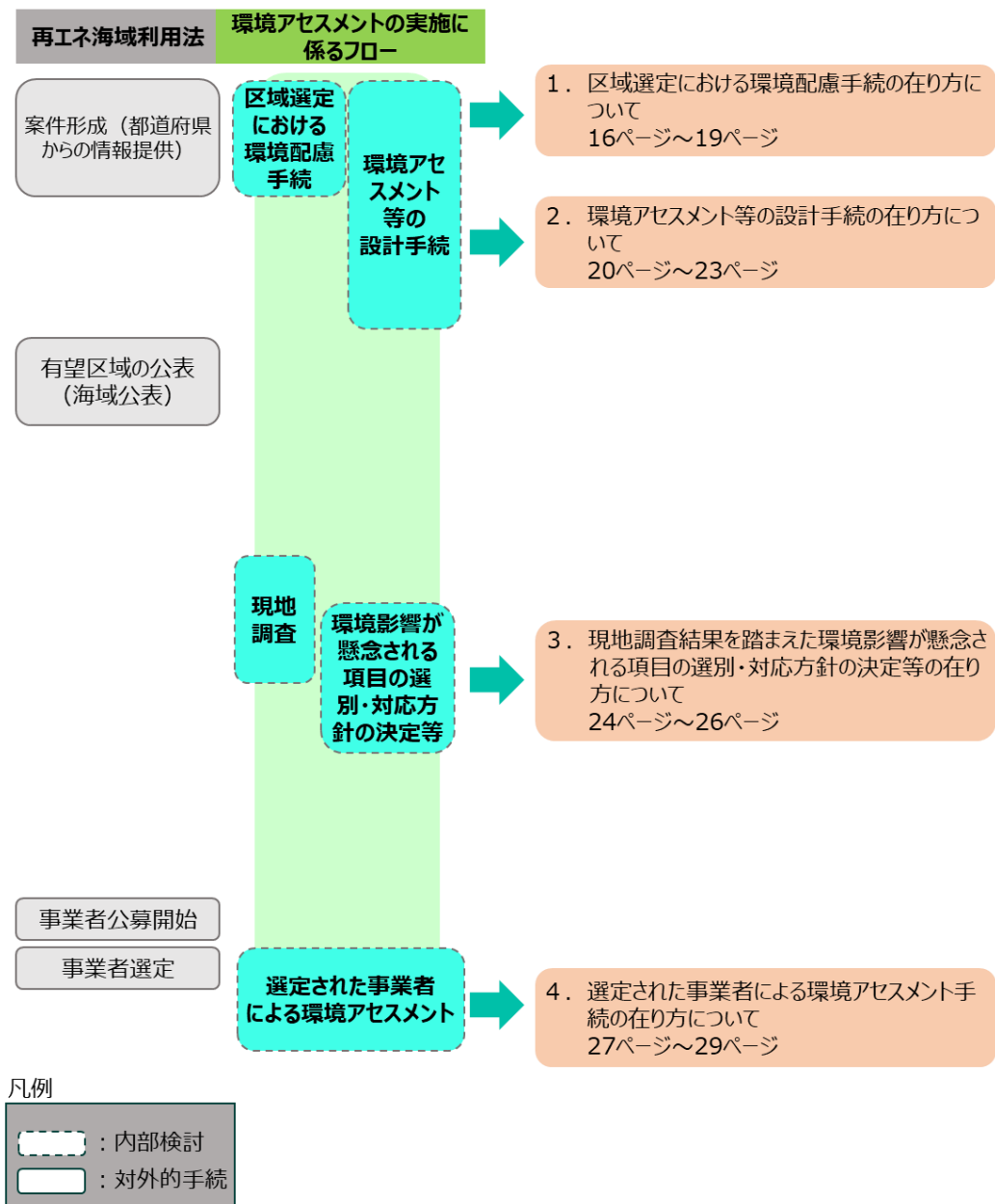


図6 新たな環境アセスメントにおける具体的な手続の流れ

## 1. 区域選定における環境配慮手続の在り方について

### <趣旨>

再エネ海域利用法に基づき国が区域選定を進める段階において、適切に環境配慮の質を確保するため、国（環境省）は環境配慮のための手続（以下「区域選定における環境配慮手続」という。）を実施することとする。

当該手続の実施に当たっては、関心を有する者や地域における環境影響についての理解促進を図るため、区域選定における環境配慮手続のプロセスを新たな制度に明確に位置づけることとする。また、環境配慮に係る情報・検討内容の客観性・信頼性を確保するため、区域選定における環境配慮の検討段階において国（環境省）は有識者からの情報収集・意見聴取を行う。更に、原則として有望区域が公表された後に、後述する環境アセスメント等の設計書案において当該区域選定における環境配慮に係る検討結果について公表し環境の見地から意見を有する者等から意見聴取等することとする。

### <具体的な手続の流れ（図7）>

- ① 洋上風力発電事業が見込まれる区域（現行の再エネ海域利用法のスキームの場合、都道府県から情報提供が行われた区域）について、国（環境省）は当該区域において洋上風力発電を実施する場合において重大な影響の回避・低減のため環境配慮が必要な事項を選定し、その影響について、文献調査結果に基づき、簡易な手法による予測・評価を実施し取りまとめる。
- ② 文献調査及び簡易な手法による予測・評価を行うに当たっては、国（環境省）は、当該海域の情報（※）について有識者から情報収集・意見聴取を行う。（情報管理の観点から、具体的な区域が明らかにされていない段階（原則として有望区域の公表前の段階）において当該情報収集は非公開で実施し、事後的に結果を公表する。）  
  
（※）渡り鳥のルート等が想定される。
- ③ 国（環境省）は、文献調査及び簡易な手法による予測・評価の結果が再エネ海域利用法における有望区域検討のプロセスに適切に反映される様、経済産業省（資源エネルギー庁）・国土交通省と必要な調整を行う。

具体的には、洋上風力発電の実施に当たって、事業計画（具体的な事業諸元の決定段階）において配慮をしてもなお重大な影響の回避・低減が図られないおそれがあり、従って区域に選定することが適切ではない部分が存在すると国（環境



省)が判断する場合においては、有望区域からは当該部分が除外されるよう調整を行う。

また、事業計画(具体的な事業諸元の決定段階)における適切な環境配慮を要する事項については、国(環境省)が後述する環境アセスメント等の設計の検討において文献調査及び簡易な手法による予測・評価の結果を適切に活用することとする。

- ④原則として有望区域が公表された後に、当該区域選定における環境配慮に係る検討結果(検討の基礎とした文献情報、有識者からの情報・知見を含む。)について後述する環境アセスメント等の設計書案において記載し、当該案の情報収集・意見聴取の際、環境の見地から意見を有する者等から意見聴取等を行うこととする。

その際、当該区域選定における環境配慮に係る検討の結果、有望区域の選定から除外された区域については、その理由とともに公開することとする(その他の公益の観点から公開が困難な場合を除く)。

(※) 現行の再エネ海域利用法のスキームの場合、有望区域の公表前の段階において、具体的な区域は公にされていない。このため、有望な区域の公表に先立って国(環境省)が環境配慮のための手続を実施する具体的な区域を公にすることは、法定協議会設置に当たっての利害関係者との調整に影響を与えるなどの課題があることから、有望な区域の公表前に行われた国(環境省)による環境配慮のための手続の状況について、区域の整理に係る調整が完了し、有望な区域が公となった段階において公表することを原則とする。

他方で、当該手続は、透明性を確保し実施されるべきであるため、利害関係者の調整上支障がない場合には、区域ごとの状況を踏まえ、具体的な区域を公にすることについて支障のない状況であると経済産業省(資源エネルギー庁)・国土交通省において判断される場合には、当該手続を透明性を高めて実施することが考えられる。

具体的には、有望な区域が公となる前の段階において、国(環境省)による環境配慮のための手続の状況について、対象となる具体的な区域とともに公表し、意見聴取等を行った上で、当該意見聴取等の結果を踏まえ、最終的に有望な区域を選定することが考えられる。

(例えば、有望区域の選定前に、経済産業省(資源エネルギー庁)による風況・地盤調査が実施される場合において、当該調査の対象となる区域が公となっているときは、国(環境省)は当該区域について環境配慮のための所要の検討を行い、当該検討の状況について環境アセスメント等の設計書案に記載・公表し、意見聴取等を行うことが考えられる(図8。)

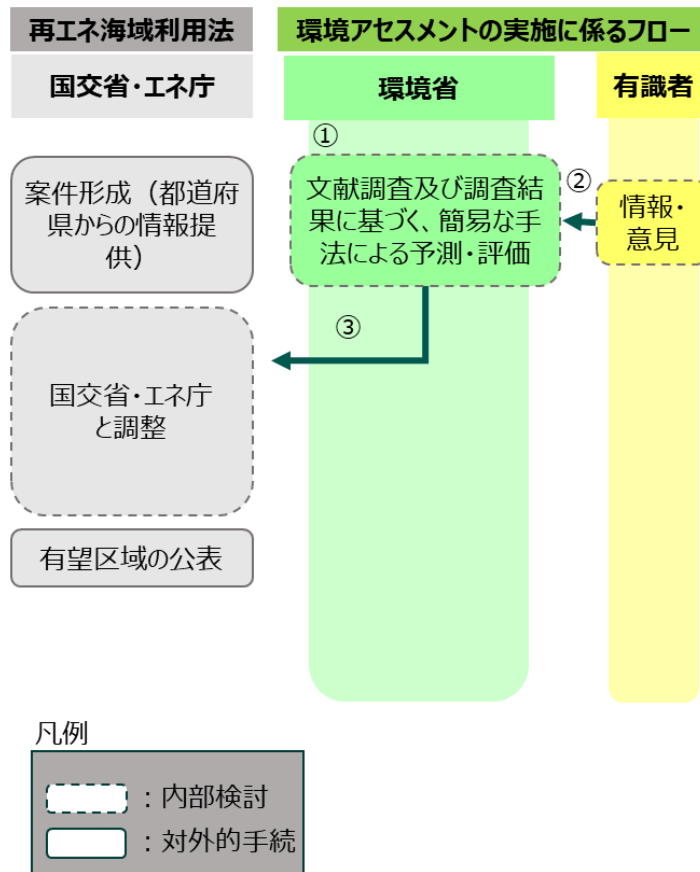


図7 区域選定における環境配慮手続の在り方について（具体的な手続の流れ）

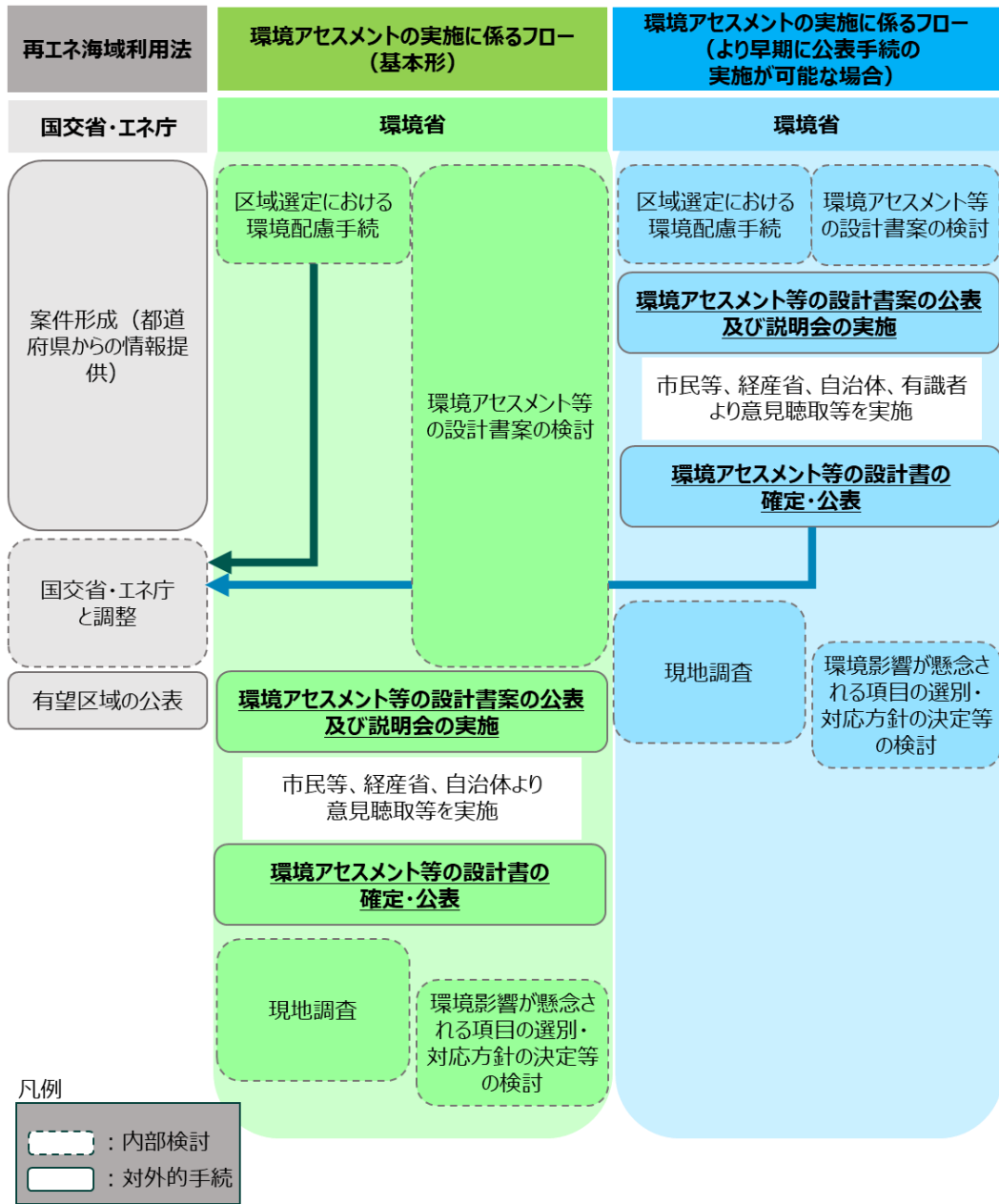


図 8 区域選定における環境配慮手続（基本形とより早期に公表手続の実施が可能な場合）

## 2. 環境アセスメント等の設計手続の在り方について

### <趣旨>

洋上風力発電について工事中及び稼働段階における適正な環境配慮を確保するためには、事業実施前の環境アセスメント[や工事中・稼働段階における環境配慮のためのモニタリング等（以下「事後のモニタリング等」という。）]が事業の特性・海域の状況に応じて、最新の科学的知見を踏まえ、効果的・効率的に実施されることが必要である。

国（環境省）が環境アセスメント等の設計書の内容を確定するに当たっては、幅広い情報収集を行い適正な環境配慮を確保すること、事業に係る環境影響の理解の促進を図ること、また、事業者選定後に追加調査等の手続の手戻りを防ぐため、関心を有する者・地域等に対して広く適切に情報共有を図った上で、環境の見地からの幅広い情報・知見を収集する機会を確保することが重要である。

このため、国（環境省）は、事業実施前の環境アセスメント[や事後のモニタリング等]について、どのような項目についてどのように実施するかを予め環境アセスメント等の設計書（「環境アセスメント等の設計書」という。）の案を取りまとめることとする。また、当該案について、幅広い情報・知見を収集した上で環境アセスメント等の設計書として確定することとし、地方公共団体や発電所設置の許認可等の所管省庁である経済産業省、住民その他環境保全の見地から意見を有する者（事業の実施に関心がある者その他の関係者を含む）の情報収集・意見聴取を実施した上で、環境アセスメント等の設計書を確定することとする。

事業者は、当該確定した環境アセスメント等の設計書に基づき、最終段階のアセスメントを行うこととなるが、環境アセスメント等の設計書案の検討時には予見できなかった事情変更（新たな環境情報の取得等）があった場合において、適正な環境配慮を確保する観点から、確定された設計書に記載された事項（事業実施前の環境アセスメントの方法[、稼働段階におけるモニタリングの方法]等）の補正を行った上で当該環境アセスメント等の実施が必要であるときは、事業者においてその旨を後述する評価書案に記載の上、意見聴取等手続を行うものとする。

### <具体的な手続の流れ（図9）>

①国（環境省）は、区域選定における環境配慮手続の結果等を踏まえ、環境アセスメント等の設計書案を策定する。環境アセスメント等の設計書案の検討に当たっては、必要な事項について有識者からの情報収集・意見聴取を実施する。

(再エネ海域利用法の区域選定プロセスの進行に合わせ、適切に環境アセスメントのプロセスを進めるため、環境アセスメント等の設計書案の検討は、都道府県からの情報提供があった段階から、区域選定における環境配慮の検討と並行して整理を進める。)

② 国（環境省）は、環境アセスメント等の設計書案においては、事業の特性・海域の状況に応じて、最新の科学的知見を踏まえ、主に以下の事項について取りまとめることとする。

1) 事業実施が見込まれる区域（有望区域）

2) 想定される事業形態の概略

※事業形態の概略として記載すべき事項については、調査項目・内容等に影響を与えうる事項が想定される。例えば、浮体式／着床式の別といった大枠の構造が考えられるが、施行までの間に海外事例等を分析し最新の環境アセスメントの知見を踏まえ、記載事項について技術的整理が必要。

3) 区域選定における環境配慮手続きの結果

※検討の基礎とした文献情報、有識者からの情報・知見を含む。

また、区域選定における環境配慮に係る検討の結果、有望区域の選定から除外された区域については、その理由とともに記載する（その他の公益の観点から公開が困難な場合を除く）。

4) 事業実施前の環境アセスメントの方法について

○現地調査等（現地調査その他の調査をいう。以下同じ。）の内容（調査項目・手法、調査区域、調査期間等）

※項目選定の採否の理由を明らかにして記載する。

○現地調査等の結果の活用方法（当該調査によって得られる結果を踏まえどのように予測・評価を行うのか）

・国（環境省）が行う環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の段階においてどのように活用するのか

・公募で選定された事業者が行う最終段階のアセスメント段階においてどのように活用するのか

[5) 稼働段階におけるモニタリングの方法等について]

○調査内容（調査項目・手法、調査区域、調査期間の考え方等）、調査結果の活用方法、対応のあり方等

（注）次回別途検討予定。

③国（環境省）は、原則として有望区域が公表された後に、環境アセスメント等の設計書案を公表し、適切な方法で説明会を実施（※1）することとする。その上で、下記の者からの情報収集・意見聴取を実施することとする（※2）。

④国（環境省）は、聴取した意見等をもとに環境アセスメント等の設計書案の内容について検討し、必要に応じて有識者からの意見聴取等を行い、修正を実施した上で、環境アセスメント等の設計書として確定し、公表（※3）する。

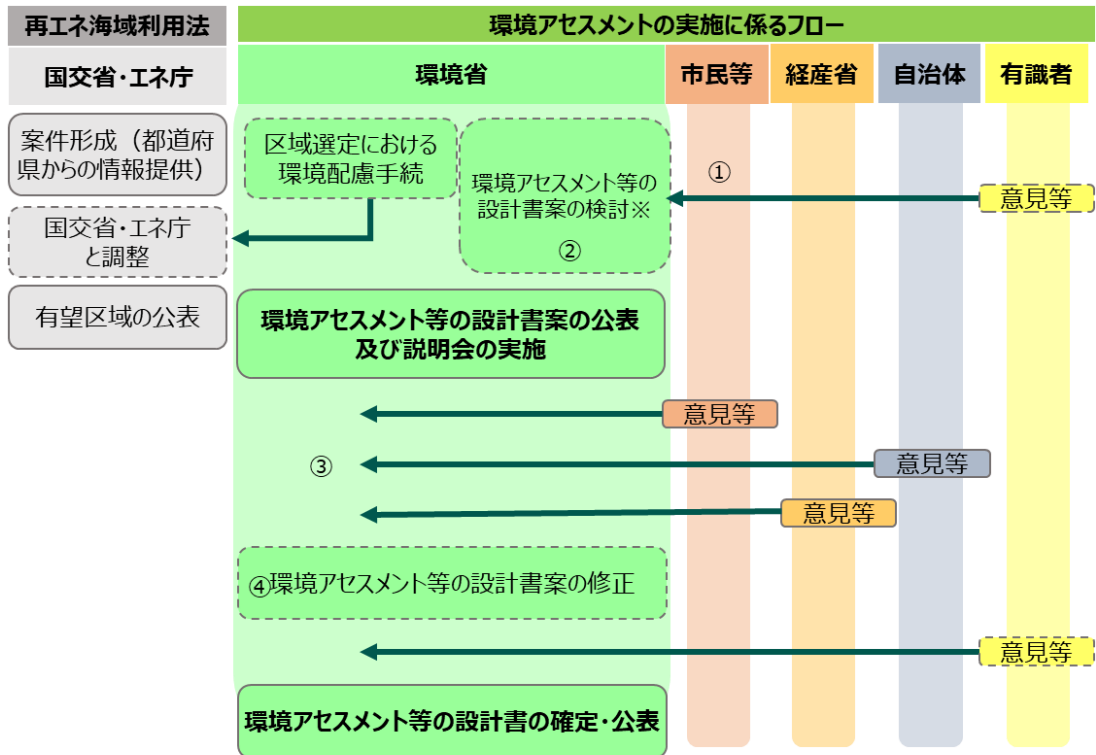
（※1）海域の特性等に応じ、広く関心を有する者がアクセス可能となるような適切な方法で実施。

（※2）区域選定における環境配慮に係る検討結果についても、情報収集・意見聴取の対象とする。

（※3）意見聴取等の内容及び当該意見等に係る検討結果を含む。

<意見聴取等の対象について>

- ・経済産業省（発電所設置の許認可等を所管の立場）
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）
- ・住民その他環境保全の見地から意見を有する者（事業の実施に関心がある者その他の関係者を含む）



※環境アセスメント等の設計書案の検討においては、区域選定における環境配慮手続の結果が考慮される

凡例

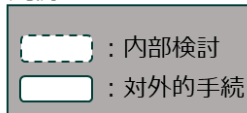


図9 環境アセスメント等の設計手続の在り方について（具体的な手続の流れ）

### 3. 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の在り方について

<趣旨>

事業に係る環境配慮を適切に確保するとともに、事業者の予見可能性を高める観点から、国（環境省）が行った現地調査等の結果等を踏まえ、再エネ海域利用法における促進区域の指定や公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画に適切に反映させることが重要である。

国（環境省）が行った現地調査等の結果、当該海域において洋上風力発電の実施に当たって考慮すべき環境影響に係る重大な懸念事項が判明した場合は、促進区域指定のプロセス段階において適切に公表するとともに、促進区域の指定に当たって適切に考慮されることを確保されることが必要である。

また、国（環境省）の現地調査等の結果を適切に踏まえ、公募に参加し選定される事業者において必要な環境配慮が確保された事業計画が立案される仕組みとすることが肝要である。具体的には、再エネ海域利用法に基づく促進区域の事業者選定の公募に当たって、国（環境省）が現地調査等の結果（加工・整理前の1次データやその取りまとめ結果などを含む）を取りまとめ、環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等を行った上で、その情報を公表することが必要である。

このため、国（環境省）は、現地調査を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定の結果に基づき、再エネ海域利用法における促進区域指定や公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画に適切に反映される様、経済産業省（資源エネルギー庁）・国土交通省と必要な調整を行うこととする。



<具体的な手続の流れ（図10）>

①国（環境省）は、環境アセスメント等の設計書において記載したところにより、現地調査等の結果に基づき、環境影響が懸念される項目を選別した上で、環境影響の程度を見積もり、環境影響が懸念される事項については、下記の二つの対応方針のいずれに該当するものかを振り分ける<sup>1</sup>。この検討に当たっては、必要な事項について、有識者から情報収集・意見聴取を実施するものとする。また、当該検討の結果について、環境の見地から意見を有する者等から意見聴取等を実施した上で決定することとする。

- 1) 事業者が作成する事業計画（具体的な事業諸元の決定段階）において配慮をしてもなお重大な影響の回避・低減が図られないおそれがあり、環境の保全上の支障を生ずるおそれがあるため風車の立地等に適さない部分が存在すると判断するもの
- 2) 事業者が作成する事業計画（具体的な事業諸元の決定段階）において影響の回避・低減のための適切な環境配慮を要する（※）と判断するもの  
※事業者において、影響の回避・低減のため、事業内容の仕様・条件（風車の位置や規模（高さ等）、運転に係る環境保全措置の仕様・条件等）や最終段階のアセスメントにおいて適正な環境配慮を行うことが求められるもの

②国（環境省）は、現地調査等を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定の結果について再エネ海域利用法における促進区域指定のプロセスや公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画に適切に反映される様、経済産業省（資源エネルギー庁）・国土交通省と下記のとおり必要な調整を行う。

また、当該環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定の結果及びそれを踏まえた調整結果については、各々の促進区域指定のプロセス段階において、適切に公表を行う<sup>2</sup>。

- 1) ①の1) に該当する場合においては、促進区域の指定段階において、重大な影響の回避・低減のため、必要な部分について風車の立地制約を加える等の必要な措置を講じる<sup>3</sup>。
- 2) ①の2) に該当する場合においては、事業計画（具体的な事業諸元の検討段階）及び最終段階のアセスメントにおいて適切な配慮がなされるよう、公募に参加し選定される事業者が影響の回避・低減のための適正な環境配慮を行うことが担保されるよう必要な措置を講じる<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> なお、設計書に基づいて実施された現地調査等の結果を踏まえ、公募で選定された事業者が行う最終段階のアセスメントの適正な実施のため追加的な現地調査が必要だと国（環境省）が判断した場合には、後述する環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等のプロセスと並行して、国（環境省）が当該現地調査を補足的に実施するなど、対応策を検討することとする。

<sup>2</sup> 現地調査等の結果（加工・整理前の1次データやその取りまとめ結果などを含む）を取りまとめ、環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等を行った上でその情報を公表する。

<sup>3</sup> 例えば、現地調査等の結果を踏まえ、海鳥が高頻度で利用している海域の存在が判明し、風車が当該海域に立地されれば看過できない環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断される場合には、当該海域に風車の立地制約を加えること（海底ケーブル等は設置が可能な場合がある）とする。

<sup>4</sup> 例えば、公募に参加し選定される事業者が立案する事業計画において、現地調査等の結果を踏まえ、当該海域において海鳥の存在が確認された場合において、当該海鳥の利用空間は海面から一定高度未満の間に限定されることが判明したときは、海鳥への重大な影響を回避するため、ブレードの高さを一定高度以上に設定することを求めることとする。

※可能な場合には、定量的な条件を記載することが重要（事業の実施に当たり定量的な条件を記載できない場合においても、適正な環境配慮の観点から必要な場合は定性的な条件を記載する）。

なお、現地調査等の結果、環境影響の懸念が大きくないことが確認された場合においては、その旨を適切に公表することとする。

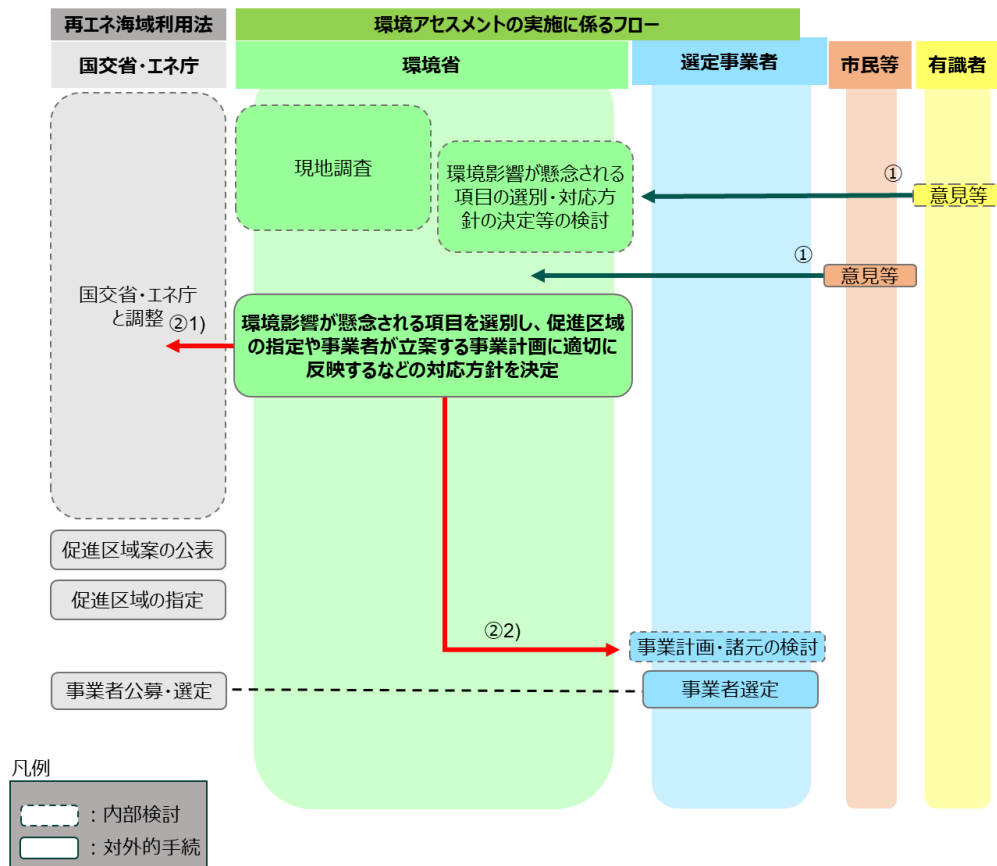


図 10 現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等の在り方について（具体的な手続の流れ）

#### 4. 選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について

##### <趣旨>

適正な環境配慮を確保するためには、具体的な事業諸元を含む事業計画が明らかになってから、当該事業計画に係る予測・評価を実施することが必要であることから、選定された事業者は、確定した環境アセスメント等の設計書に基づき、国が行った調査結果を踏まえ、具体的な事業諸元を含む事業計画に係る予測・評価等の最終段階の環境アセスメント手続を行うこととする。

##### <具体的な手続の流れ（図 11）>

事業者は、公募プロセスにおいて、事業者公募要件において示された条件を満たす具体的な事業諸元（風車の配置、機種、基数等）を記載した事業計画を公募占用計画として提出。公募により選ばれた事業者は、海域の詳細な地盤調査等を実施した上で、その結果を踏まえ、事業諸元を精査する。

①公募で選定された事業者は、事業計画（具体的な事業諸元を含む。）に基づき、環境アセスメント等の設計書<sup>5</sup>に従い、国（環境省）の実施した現地調査等の結果（※）及び環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定の結果を活用し、洋上風力発電事業の実施に係る最終段階の環境アセスメントを実施し、評価書案を取りまとめる。

※事業者の判断により、より適正な環境配慮を確保する観点から追加的な現地調査を実施した場合や海域の詳細な地盤調査の際に得られた新たな環境情報があれば、当該結果を含め、評価書案に記載することとする。

②事業者は、評価書案について、適切な方法で説明会を実施することとする。その上で、下記の者からの情報収集・意見聴取を実施することとする。また、経済産業省は、環境省の意見を踏まえ、評価書案について勧告を行うことができるものとする。

<sup>5</sup>なお、環境アセスメント等の設計書案の検討時には予見できなかった事情変更（新たな環境情報の取得等）があった場合において、適正な環境配慮を確保する観点から、確定された設計書に記載された事項（事業実施前の環境アセスメントの方法〔稼働段階におけるモニタリングの方法〕等）の補正を行った上で当該環境アセスメント等の実施が必要であるときは、選定事業者においてその旨を後述する評価書案に記載の上、意見聴取等手続を実施するものとする。（20 ページ再掲）

<意見聴取等の対象について>

- ・地方公共団体（都道府県、市町村）
- ・住民その他環境保全の見地から意見を有する者

③事業者は、聴取した意見等をもとに評価書案の内容について検討し、必要に応じて修正を実施（※1）した上で、評価書（※2）を作成する。

（※1）適正な環境配慮の確保の観点から、必要に応じ、事業計画（環境保全措置を含む）の修正を行った上で、予測・評価を再実施するものとする。

（※2）意見聴取等の内容及び当該意見等に係る検討結果を含む。

④経済産業省は、評価書の内容について確認し、適正な環境配慮が確保されるよう必要に応じて変更を求める。適正な環境配慮が確保されていることが確認されれば評価書が確定され、事業者は確定された評価書を公表する。

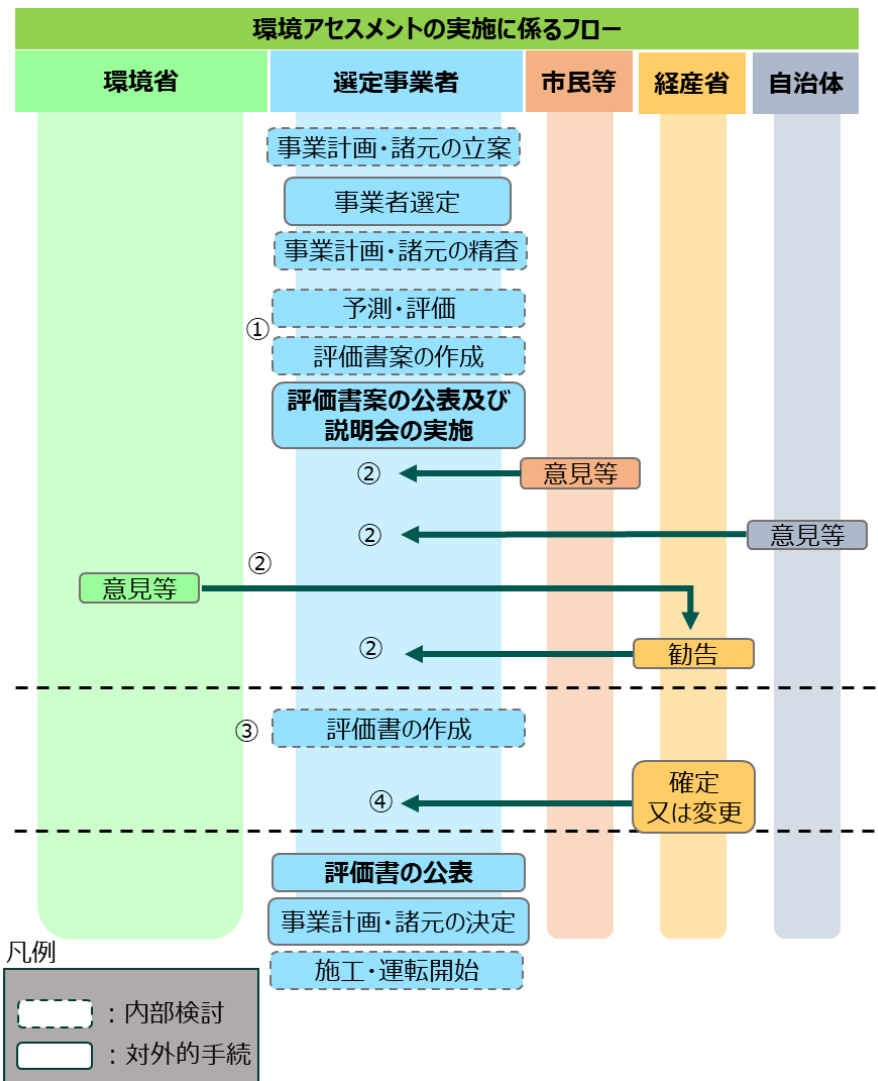


図 11 選定された事業者による環境アセスメント手続の在り方について（具体的な手続の流れ）

## 5. 新たな環境アセスメント制度の適正かつ円滑な実施のため留意すべき事項

令和4年度に取りまとめた新たな制度を検討する際の基本的な視点を踏まえ、新たな環境アセスメント制度の適正かつ円滑な実施のため留意すべき事項を以下に示す。

(注) 令和4年度取りまとめにおける論点3（洋上風力発電の環境影響評価に係る不確実性への対応について）及びその他整理すべき論点等（排他的経済水域（以下「EEZ」という）、経過措置の考え方等）に関する留意すべき事項については、別途ご議論いただいた結果を踏まえ、取りまとめに反映することとする。

<新たな制度を検討する際の基本的な視点>

- ① 再エネ海域利用法に基づくプロセスと環境影響評価制度の連携
- ② 事業者の予見可能性の確保
- ③ 領海とEEZは原則同様の仕組みとする
- ④ 環境配慮の質の担保
- ⑤ 環境影響の相互理解のために必要な関係者とのコミュニケーションの確保
- ⑥ 事業者選定後の環境影響評価の迅速化
- ⑦ 個別事業に係る環境影響評価の結果や環境影響のデータを踏まえた科学的知見の充実と共有

### 1) 各手続段階において共通して留意すべき横断的事項

- ・新たな環境アセスメント制度の実施に当たっては、現行制度と大きく異なる内容になることから、幅広く丁寧に関係者に対して事前周知を図っていくことが重要。
- ・環境アセスメント手続に係る情報については、経済産業省（資源エネルギー庁）・国土交通省と調整の上、再エネ海域利用法に基づく法定協議会<sup>6</sup>に対して適時適切に必要な情報提供がなされるよう法の施行に当たって連携のあり方を検討することが重要。

<sup>6</sup> 再エネ海域利用法に基づき、経産省・国交省・都道府県を事務局とした協議会を設置し、地元関係者との調整を行っている。当該協議会においては、例えば、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項、環境配慮事項について協議を行い、関係市町村や関係漁業団体等の利害関係者との合意形成を実施。なお、当該協議会は公募による事業者の選定後にも継続して設置される。

- ・可能な場合には、環境アセスメントに係る各手続を前倒して実施し、再エネ海域利用法の案件形成のより早期の段階において環境配慮を確保することが望ましい。
- ・洋上風力発電に係る環境アセスメントに関する技術的事項（環境アセスメント等の設計書に取りまとめる事項や、現地調査結果を踏まえた環境影響が懸念される項目の選別・対応方針の決定等に当たって必要となる技術的知見等）については、国（環境省）が海外の先進事例を含め、最新の科学的知見を収集・取りまとめ、公表することが必要。その際、どの事業においても共通する事項と、個別事業ごとに扱いが異なる事項を区分して効果的かつ効率的な制度の運用に活かすことが重要。
- ・国（環境省）が新たな制度を適切に施行できるよう、十分な実施体制の整備に向けた検討が必要。
- ・洋上風力発電の環境アセスメントを適切に実施するための人材（海域における環境調査のための海洋人材や各地域において適切に環境アセスメントに係る情報交流を行うサイエンスコミュニケーター等）の育成が必要。
- ・地域特性・事業特性を踏まえ、適正な環境配慮を確保する観点から、国（環境省）が各手続段階においてどのような有識者に対して意見聴取等を行うかについて、あらかじめ整理し、公表しておくことが必要。
- ・地域の受容性確保の観点から、法令に定められた説明会の開催以外にも、必要な場合には、地域への丁寧な情報提供を行うなど、事業計画への理解を得られるよう努めることが重要。

## 2) 上記の横断的事項に加え、各手続段階において留意すべき事項

### <区域選定における環境配慮手続に係る事項>

- ・我が国においては、現時点では洋上風力発電が見込まれる区域に係る基礎的な環境情報（海鳥・渡り鳥の分布情報等）が限定的であることから、都道府県が区域の情報提供を行う際に参考となるような知見を拡充していくとともに、区域選定における環境配慮手続において適正な配慮を確保していくため、国（環境省）が積極的に基礎的な環境情報の収集を図ることが必要。
- ・現行の再エネ海域利用法のスキームとは異なる案件形成がなされる場合（国自らが洋上風力発電事業が見込まれる区域を抽出する場合等）においては、当該抽出の早期段階において、上述の環境配慮手続がなされるよう検討が必要。

<環境アセスメント等の設計手続に係る事項>

- ・環境アセスメント等の設計書が確定された後は、新たな環境情報など設計書の確定前に予見し得なかった事情変更がない限り、国（環境省）が設計書の記載事項を変更することはできないため、設計書案の意見聴取段階において、（潜在的又は現存する）法定協議会の構成員に対し遺漏なきよう周知を行うことが必要。
- ・手戻りを防ぐ観点から、国（環境省）は環境アセスメント等の設計を検討する段階において、一般社団法人日本風力発電協会の協力を得て、風車に係る最新の状況（出力、大きさ等）を随時情報収集し、適切に踏まえることが必要。
- ・選定された事業者は、環境アセスメント等の設計書に基づき最終段階の環境アセスメントを実施することとなるため、環境アセスメント等の設計書案の意見聴取段階において、当該事業に関心を有する事業者に対し周知を行うことが必要。



## 6. 今後あるべき環境影響評価の全体的な流れ及び再エネ海域利用法との連携の流れについて

1～4までを総括し、下記のとおり、今後あるべき環境影響評価の全体的な流れ(図12)及び再エネ海域利用法との連携の流れ(図13)を示す。

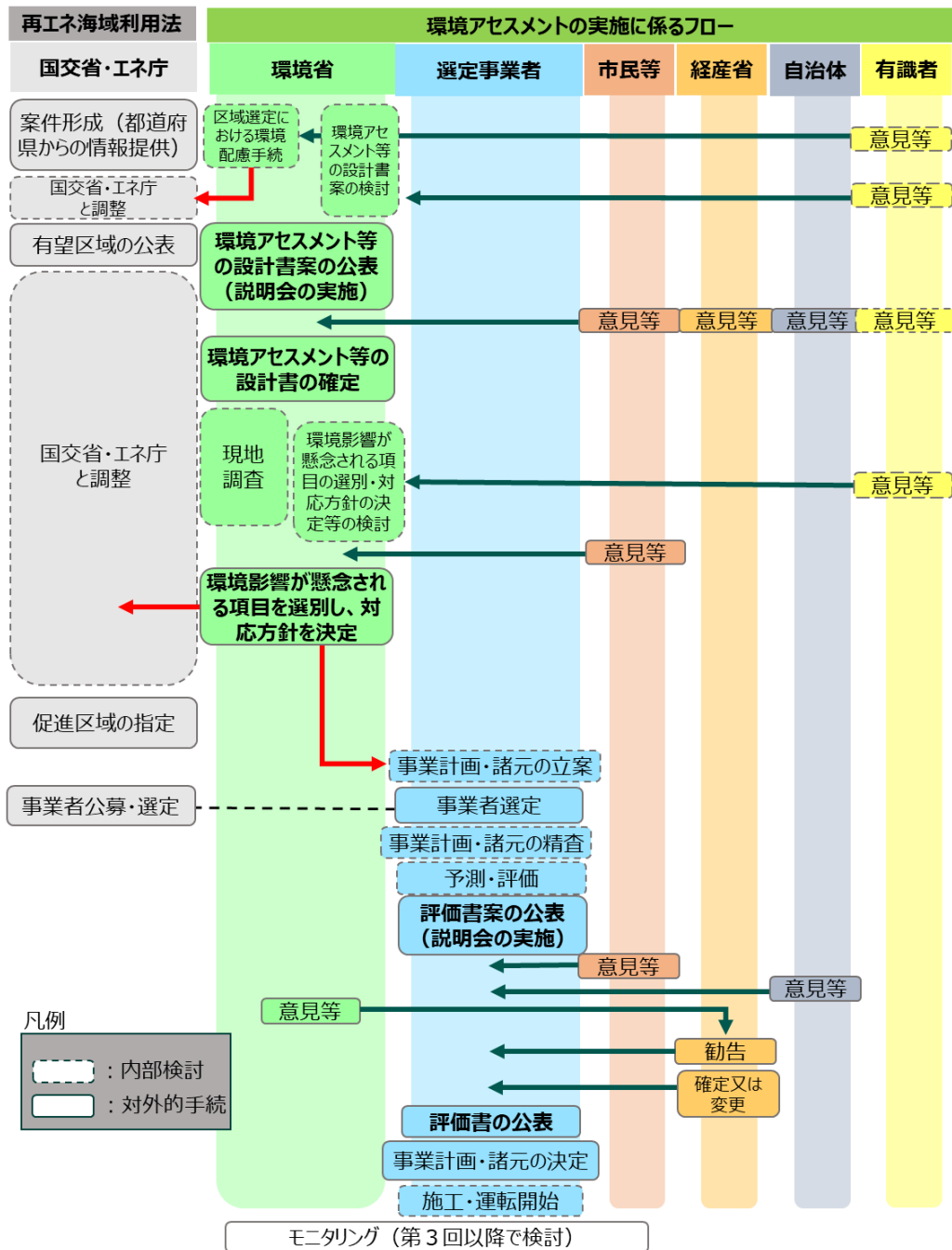


図12 今後あるべき環境影響評価の全体的な流れについて

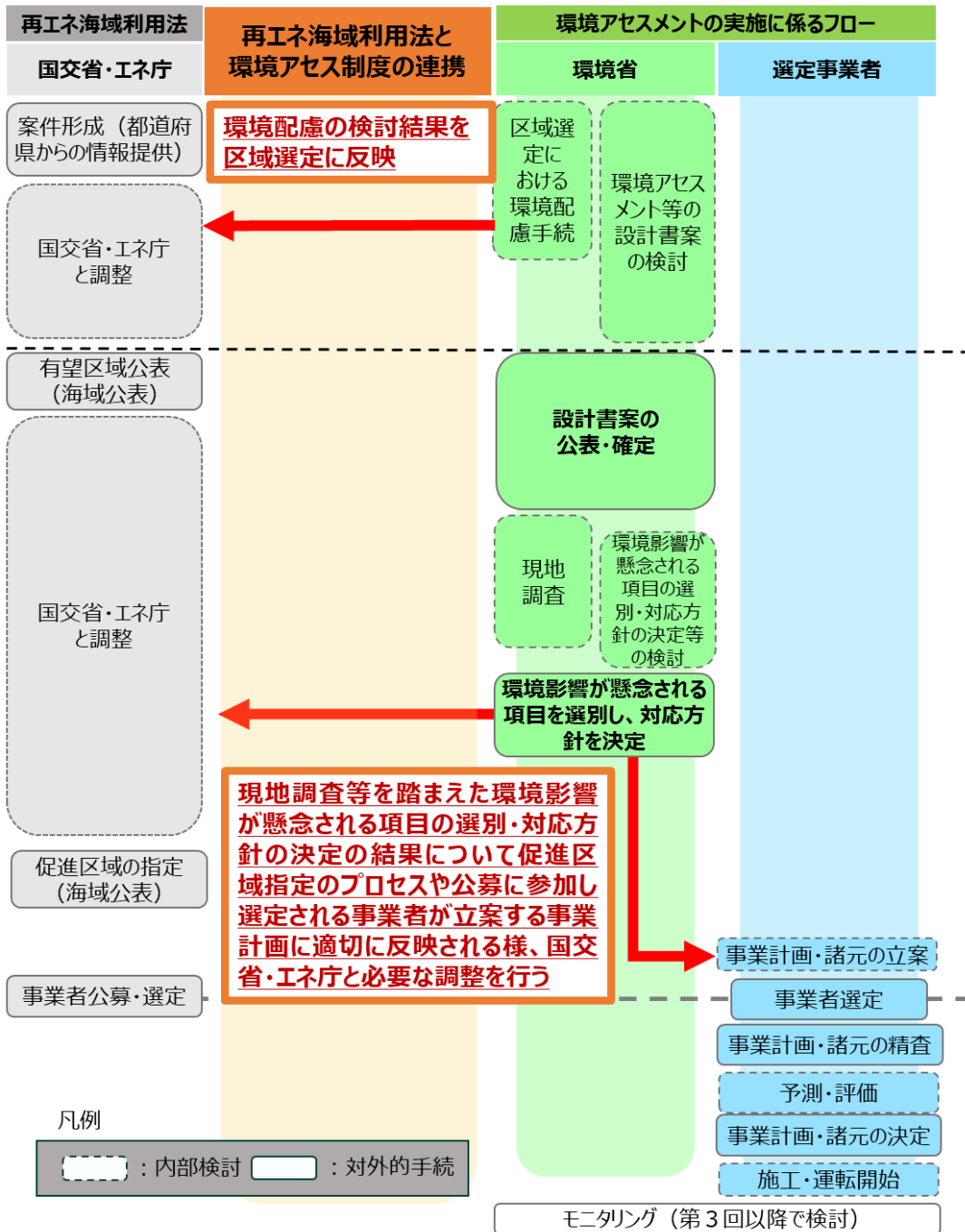


図 13 今後あるべき再エネ海域利用法との連携の流れについて